

第 号 年 月 日発行		指定種苗検査職員 の身分証明書
写真		
官 職	氏 名	
生 年 月 日		

種法(抄)

第六十一條 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を採取させることができる。ただし、時価によつてその価額を支払わなければならない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(虚偽届出等の罪)

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 正当な理由がないのに第六十二條第一項又は第六十三條第一項の採取を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三 (略)

種印法施行令(抄)

第六條 (略)
(都道府県が処理する事務)

2 第六十一條及び第六十二條に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大豆、はたか衣、小豆及び大豆の種苗に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、種苗の流通の適正化を図るため特に必要があるとき、農林水産大臣が自らその権限に属する事務(広域種苗業者に関するものに限る。)を行うことを妨げない。

3・4 (略)

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。